

来日したオバマ米大統領は集团的自衛権の行使容認を「歓迎し、支持する」と表明した。大統領からお墨付きを得た安倍晋三首相は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の最終報告書の提出を間もなく受け、集团的自衛権行使の容認を今国会会期中に行う勢いである。

わが国を取り巻く戦略環境の激変は「今、そこにある危機」であり、それに対処するために日米同盟の強化が死活的課題となる。現在、日本が直面する尖閣諸島をめぐる脅威や核の脅威は日に日に増し、日本だけの防衛力での対処は極めて困難となっている。

そのため米軍が関与する「日米同盟」の確実な行使が不可欠となり、その「仕組み」としての米国の集团的自衛権行使の確保が必要となる。この観点から集团的自衛権の行使容認は緊急な課題となっている。個別的自衛権や自衛隊



かわかみ・たかし
1955年熊本県生まれ。課程
大阪大学大学院博士課程
修了。防衛庁防衛研究所
主任研究員などを経て
現職。国際政治学者。

川上 高司 拓殖大教授

法等の発動だけでは、公海上やグレーゾーンなどで軍事的紛争が生じた場合に米軍の支援は確実ではない。従って集团的自衛権の行使の容認は米軍を関与させるための手段となる。

集团的自衛権の行使を容認する方策としては、憲法改正、憲法解釈の変更、安全保障基本法の策定などの方法が考えられるが、安倍首相は憲法解釈変更でそれを行おうとしている。しかしながら、憲法解釈の変更は日本の国の「在り方」を変えることにつながる。そうであるならば、主権者たる国民に憲法改正をまず問うべきであろう。

国家存続の危機が迫っているのであれば一刻の猶予もない。そのために、集团的自衛権の行使容認のための憲法改正論議を一刻も早く国民との間で行うことが重要となる。これまで積み重ねてきた憲法解釈を内閣の一存で変更するのは強引すぎるし、次の政権で再び憲法解釈の変更が可能となり日本は法治国家としての体を失う。また「安全保障基本法」の制定を行えば「下位の法律により上位の憲法解釈を変える禁じ手」となり憲法違反の訴訟が続発する可能性がある。

「安保法制懇」では集团的自衛権行使を「4類型」「5事例」で検討している。その結論は最終報告書を待たね

国民に改憲を問うべき

ばならないが、この類型化が集团的自衛権を行使する際の「ポジティブ・リスト」（限定事例）となり、集团的自衛権を行使する制限となる可能性もある。その場合、想定外の事例が生じた場合には対処できず再び事例を加えねばならない。それに加えて、一部の有識者からは「安保法制懇」の類型や事例の中には非現実的なものもあり、個別的自衛権、自衛隊法、警察権などで対処可能だとの指摘もあり公開論議が必要である。

また、「日本の安全に深刻な影響を及ぼす事態」に該当する場合、限定的に行使容認をする方向で憲法解釈をする「限定容認論」が浮上してきている。これは砂川事件に対する最高裁判決（1959年）を根拠とするが、一部の憲法学者からもこの判決を根拠とできないとの指摘がある。さらに、集团的自衛権の行使の手足を縛り米国からの抑止力は確保しづらくなる。

集团的自衛権を憲法の解釈変更で行った場合、短期的な解決策になるかもしれないが、国の根本を変化させかねない事態に陥る可能性がある。日本を取り巻く戦略環境の急変に対処するために応急措置ではなく、根本的な憲法改正を必要とする時代が到来している。